

二 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）

改正案	現行
<p>（信用協同組合の組合員以外の者に対する資金の貸付け等）</p> <p>第十四条 信用協同組合が法第九条の八第二項第五号の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 組合員の外国子会社に対する資金の貸付け</p> <p>四 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第七号に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引</p> <p>五 九 （略）</p> <p>2 前項第一号から第六号まで及び第八号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、当該信用協同組合の資金の貸付け及び手形の割引（同項第九号に該当するものを除く。）の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。</p> <p>3 第一項第三号に規定する外国子会社とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の団体（第二号において「外国法人等」とい</p>	<p>（信用協同組合の組合員以外の者に対する資金の貸付け等）</p> <p>第十四条 信用協同組合が法第九条の八第二項第五号の規定により行うことができる資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人に対する資金の貸付け（第六号に規定する独立行政法人勤労者退職金共済機構及び独立行政法人住宅金融支援機構に対する資金の貸付けを除く。）及び手形の割引</p> <p>四 八 （略）</p> <p>2 前項第一号から第五号まで及び第七号に掲げる資金の貸付け及び手形の割引の額の合計額は、当該信用協同組合の資金の貸付け及び手形の割引（同項第八号に該当するものを除く。）の総額の百分の二十に相当する金額を超えてはならない。</p> <p>（新設）</p>

う。)であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

一 組合員がその総株主等の議決権（外国における協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四条第一項に規定する総株主等の議決権に相当するものをいう。次号において同じ。）の百分の五十を超える議決権（外国における同項に規定する議決権に相当するものをいう。同号において同じ。）を保有しているもの

二 その本国（当該外国法人等の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。）の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、組合員がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権の保有が認められない外国法人等であつて、人的関係、財産の拠出に係る関係その他の関係において当該組合員と密接な関係を相当程度有するものとして内閣府令で定めるもの

（預金等の受入れを行う協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等）

第十五条 法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会が同条第六項の規定により行うことができる法第九条の八第二項第五号の資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げる資金の貸付け及び手形の割引で協同組合による金融事業に関する法律第三条第二号の規定による金融庁長官の認可を受けたものとする。

一〇三 （略）

（預金等の受入れを行う協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等）

第十五条 法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会が同条第六項の規定により行うことができる法第九条の八第二項第五号の資金の貸付け及び手形の割引は、次に掲げる資金の貸付け及び手形の割引で協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第三条第一項第二号の規定による金融庁長官の認可を受けたものとする。

一〇三 （略）

2

(略)

2

(略)